

防犯登録の利用目的について

防犯登録は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」第12条3項により自転車利用者の義務となっております。

防犯登録の個人情報、国家公安委員会規則第12号に基づき、自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に利用されます。